

軽減税率等適用明細書（T-1670）

「品名」欄には、輸入（納税）申告書に記載した品名を記載する。なお、揮発油については、商取引において用いられる名称、例えば、「ナフサ B—210」等と記載する。

「規格」欄には、揮発油については比重及び蒸留温度を記載する。

「価格」欄には、輸入申告書に記載した CIF 価格を記載する。

「用途」欄には、原料品の使用用途を具体的に記載する。なお、糖化用とうもろこしの場合には、「コーンスターチ製造用」のほか、「糖化用」を、暫定法別表第 1(A) 第 84.63 号の 2 に掲げる減速機の部分品及び第 84.65 号に掲げるプロペラの部分品の場合には、「船舶用減速機製造用」等のほか、当該物品が使用される減速機等の能力等を併記する。

「使用場所」欄には、その物品を特定用途に使用する場所の名称及び所在地を記載する。なお、糖化用とうもろこしの場合には、コーンスターチ製造工場の名称及び所在地のほか、コーンスターチ製造業者から販売を受ける指定団体の名称及び所在地並びに糖化業者の名称及び所在地を記載する。また、コーンフレーク製造者が原料とうもろこしからのひき割りとうもろこしの製造をひき割りとうもろこし製造者に委託して行う場合にあつては、当該ひき割りとうもろこし製造者に係る製造工場の名称及び所在地も記載する。

「当該物品より製造される製品」の「品名」欄には、製品が石油化学製品の場合は、関税暫定措置法施行令で指定した品名を記載し、また、糖化用とうもろこしの場合には、「コーンスターチ」のほか、糖化業者段階における最終製品の品名、例えば、「水あめ」等を記載する。